

平成21年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
アセット・インベスターズ株式会社
代表取締役社長 森 下 将 典

第85回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月23日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成21年6月24日（水曜日）午後1時30分 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第85期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.assetinvestors.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下「当期」）の事業環境は、世界規模での深刻な金融危機や信用収縮が急速に進展し、我が国におきましても不動産及び株式市況が大幅に下落するなど、当社グループにとって大変厳しいものでありました。

このような環境下、当社グループは、ステークホルダーの皆様のご期待に応えるために継続企業としての企業価値を維持、向上させるべく、財務と事業の双方の抜本的なリストラクチャリングを経営の最重要課題に据え、キャッシュ・フローと収益構造の安定を実現する経営への再構築を図ってまいりました。

具体的には、主として以下の事項に取り組んでまいりました。

（財務リストラクチャリング）

- ・積極的な資産売却による有利子負債の大幅削減
- ・転換社債型新株予約権付社債の早期償還の完了
- ・第三者割当増資による自己資本の充実

（事業リストラクチャリング）

- ・日中企業間のM&A業務などに経営資源を集中
- ・マーチャント・バンキング事業における積極的な投資回収と営業投資資産の評価損の計上
- ・ホスピタリティ&ウェルネス事業における不採算事業からの撤退
- ・全社的なコスト削減の徹底による基礎的な資金収支の改善

当期の当社グループの業績につきましては、マーチャント・バンキング事業において、売却損並びに評価損計上の影響が大きかったことなどから、売上高は7,771百万円（前年同期比53.7%増）、営業損失11,628百万円（前年同期は営業損失1,128百万円）、経常損失11,935百万円（前年同期は経常損失1,515百万円）、当期純損失10,007百万円（前年同期は当期純利益44百万円）と、大幅な減益となりました。

事業の種類別セグメントの概況・業績は以下の通りであります。なお、当期より、繊維事業撤退により金額が僅少になったことから、「その他事業」の区分を廃止しております。

(マーチャント・バンキング事業)

当事業セグメントにおきましては、国内外の企業を投資対象とする投資ファンドの組成・運営や自己勘定による投資等、並びに賃貸不動産の保有及び不動産ファンドへの自己勘定による投資等を行っております。

当期の実績は、積極的な投資回収により増収となったものの、売却損並びに評価損計上の影響が大きく、売上高4,171百万円（前年同期比89.7%増）、営業損失10,912百万円（前年同期は営業損失519百万円）となりました。

(ホスピタリティ&ウェルネス事業)

当事業セグメントにおきましては、主に子会社株式会社アセット・オペレーターズが、M&Aで取得したホテルの運営、ボウリング場等アミューズメント施設の運営、公営施設の運営受託等を行っております。

当期におきましては、事業拠点の増加により増収となったほか、不採算事業の見直し、撤退を行ったことから損失幅が縮小し、売上高は3,876百万円（前年同期比25.7%増）、営業損失1百万円（前年同期は営業損失83百万円）となりました。

なお、当社は、当期の業績が以上のような結果となりましたことを真摯に受け止め、平成21年1月より実施している取締役報酬の減額を4月以降も継続しております。

(2) 設備投資の状況

当期において実施しました設備投資の総額は2,758百万円であります。その主なものは、当社子会社が運営するホテル日航茨木大阪の土地及び建物に係る信託受益権2,600百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成21年1月15日付払込完了の第三者割当増資により、1,000百万円の資金調達をいたしました。

また、当社グループは、上記「(2)設備投資の状況」に記載の信託受益権購入のため、長期借入により2,700百万円の資金調達をいたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、

世界的な株安や金融市場における信用不安が続く中、前連結会計年度に引き続き2期連続の営業損失となり、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループでは、このような状況を踏まえまして、早期の業績回復のための重要課題として、①ビジネスモデル・事業領域の再構築、②コンサルティング及びアレンジメント事業による収益基盤の強化、③経営の合理化・組織の再編成、④専門知識や豊富な経験を持った人材の確保・育成・組織化、⑤営業投資資産の更なる圧縮、有利子負債の削減による財務体質の強化の5つの事項を挙げ、取り組んでおります。

また併せまして、当社グループ全体のコンプライアンス体制、リスク管理体制の強化をさらに進め、引き続き経営の健全性確保に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第82期	第83期	第84期	第85期
	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	(当連結会計年度) 平成21年3月期
売上高(千円)	8,264,141	10,522,400	5,054,956	7,771,124
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,958,250	2,048,727	△1,515,174	△11,935,695
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	1,159,107	1,787,733	44,924	△10,007,748
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	14.26	21.76	0.55	△89.44
総資産(千円)	23,294,630	29,922,637	29,075,445	9,020,220
純資産(千円)	10,766,321	13,551,362	14,709,572	2,369,489

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

- 平成19年3月期は、国内外の企業投資部門及び不動産投資部門や不動産賃貸部門による投資収入が堅調に推移したこと等により、当期純利益が増加いたしました。
- 平成20年3月期は、マーチャント・バンキング事業において、一部投資案件の回収が次期以降にずれ込んだこと並びに営業投資有価証券について保守的に評価の見直しを行ったことなどから、大幅な減収減益となりました。
- 平成21年3月期については事業の経過及びその成果に記載の通りであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当連結会計年度において該当事項はありません。

なお、前連結会計年度末において当社親会社であった株式会社エフ・アール・ホールディング（注）は、平成21年1月15日付払込完了の当社第三者割当増資に伴う株主構成の変動により当社親会社に該当しないこととなりました。

（注）株式会社エフ・アール・ホールディングはアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社（大証ヘラクレス）の100%子会社であります。

② 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アセット・オペレーターズ	400,000千円	100.0%	ホテル運営、ボウリング場等 アミューズメント施設の運営
A I ・ ダイ ニング フ ァ ン ド 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,100,000千円	67.7%	投資業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、マーチャント・バンキング事業、ホスピタリティ&ウェルネス事業を主な事業とし、併せてこれらに付帯する事業を営んでおります。

事業部門	主な事業内容
マーチャント・バンキング事業	企業投資、不動産投資、ストラクチャード・ファイナンス事業、投資ファンドの組成、運営
ホスピタリティ&ウェルネス事業	ホテル運営、ボウリング場等アミューズメント施設の運営

(8) 主要な営業所

当 社	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
その他	株式会社アセット・オペレーターズ ホ テ ル 日 航 茨 木 大 阪 (大阪府茨木市中穂積) ホ テ ル J A L シ テ ィ 松 山 (愛媛県松山市大手町) 土 岐 グ ラ ン ド ボ ウ ル (岐阜県土岐市泉町) A M P L E X 坂 東 (茨城県坂東市辺田)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
174名	39名増

- (注)1. 従業員数には、当社グループへの出向者を含み、当社グループ外への出向者及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を含んでおりません。
2. 従業員数が当期に39名増加しておりますが、これは当社子会社である株式会社アセット・オペレーターズの事業拠点が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	6名減	37.4歳	1.80年

- (注)1. 従業員数には、当社への出向者を含み、他社への出向者及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を含んでおりません。
2. 従業員数が当期に6名減少しておりますが、これは従業員の退職の一方で新規採用を抑制したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	千円
アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社	2,050,000
株式会社関西アーバン銀行	1,417,500
株式会社第三銀行	500,000
株式会社北陸銀行	411,900
株式会社十六銀行	189,400
株式会社百十四銀行	150,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 225,150,567株（自己株式152,345株を含む）

（注）平成21年1月15日付払込完了の第三者割当増資により、発行済株式の総数は142,859,000株増加いたしました。

(3) 株 主 数 4,204名

(4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	持 株 数
トータルネットワークホールディングスリミテッド	71,429,000株
古 川 令 治	57,143,000株
株式会社エフ・アール・ホールディング	33,526,556株

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

平成16年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権①

取 締 役 会 決 議 の 日	平成16年7月29日
新 株 予 約 権 の 数	505個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,010,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無 償
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 (ii) 新株予約権行使日の前日の大阪証券取引所における終値が1株あたり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 (iii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (iv) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

平成16年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権②

取締役会決議の日	平成17年4月12日
新株予約権の数	24個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	48,000株
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使条件	(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 (ii) 新株予約権行使日の前日の大阪証券取引所における終値が1株あたり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 (iii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (iv) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権

取締役会決議の日	平成17年8月9日
新株予約権の数	315個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	630,000株
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使条件	(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 (ii) 新株予約権行使日の前日の大阪証券取引所における終値が1株あたり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 (iii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (iv) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

平成18年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権

取 締 役 会 決 議 の 日	平成18年8月8日
新 株 予 約 権 の 数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	40,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無 償
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 (ii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (iii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

	行 使 価 額	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役	1株当たり 220円	平成18年6月25日から平成21年6月24日まで	500個	1名
	1株当たり 208円	平成18年6月25日から平成21年6月24日まで	24個	1名
	1株当たり 404円	平成19年6月25日から平成22年6月24日まで	300個	3名
監査役	1株当たり 220円	平成18年6月25日から平成21年6月24日まで	5個	1名
	1株当たり 404円	平成19年6月25日から平成22年6月24日まで	15個	1名
	1株当たり 281円	平成20年6月28日から平成23年6月27日まで	40個	2名

(注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員に交付した新株予約権の状況

平成20年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価格 1個につき49,000円（1個当たり1,000株）
- ③ 新株予約権の行使条件
 - (i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問、もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
 - (iii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成22年7月9日から
平成25年7月8日まで
- ⑤ 当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	440個	22名
当社子会社の役員及び従業員 (当社役員及び従業員を除く)	一個	一名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取 締 役 会 長	若 山 健 彦	全社統轄 事業全般並びに管理グループ管掌
代表取締役社長兼CEO	森 下 将 典	
取締役副社長兼CFO	浦 勇 和 也	サイモン・マレー&カンパニー ジ ャパン 代表取締役副会長
取 締 役	佐々木 博 文	
取 締 役	米 原 慎 一	アセット・マネジャーズ・ホールデ ィングス株式会社 代表執行役最高 財務責任者
取 締 役	若 月 一 郎	
取 締 役	佐 橋 数 哉	
常 勤 監 査 役	加 来 洋二郎	
監 査 役	鈴 木 昌 也	
監 査 役	藤 野 文 晤	
監 査 役	伊 藤 孝 雄	

- (注) 1. 取締役米原慎一氏、若月一郎氏並びに佐橋数哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木昌也氏、藤野文晤氏並びに伊藤孝雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木昌也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。

(1) 就任

平成20年6月26日開催の第84回定時株主総会において、佐橋数哉氏は取締役新たに選任され就任し、藤野文晤氏並びに伊藤孝雄氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任

①平成20年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、取締役黒澤明宏氏、一木茂氏並びに謝恵声氏は任期満了により取締役を退任し、監査役西村一彦氏並びに佐橋数哉氏は辞任により監査役を退任いたしました。

②佐々木博文氏は平成21年3月31日に取締役を辞任により退任いたしました。

③若山健彦氏は平成21年4月30日に取締役を辞任により退任いたしました。

5. 上記のほか、取締役及び監査役の重要な兼職の状況は次の通りであります。

氏 名	兼 職 先 会 社 名	兼職の内容
森 下 将 典	株式会社アセット・オペレーターズ	社 外 取 締 役
加 来 洋二郎	株式会社アセット・オペレーターズ	社 外 監 査 役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役 8名74百万円（うち社外取締役 2名 5百万円）

監 査 役 5名14百万円（うち社外監査役 3名 6百万円）

(注) 1. 役員の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与4百万円及びストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当該事業年度中の費用計上額(1百万円)を含んでおります。

2. 上記のほか社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は9百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

1. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

氏 名	兼 職 先 会 社 名	役 職 名
米 原 慎 一	サイモン・マレー&カンパニー ジャパン	代表取締役副会長
佐 橋 数 哉	アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社	取締役執行役副社長

(注) 1. サイモン・マレー&カンパニー ジャパンとの間で、当期において有価証券売買の取引実績があります。

2. アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社は、平成21年1月15日付払込完了の当社第三者割当増資による株主構成の変動により当社親会社に該当しないこととなりましたが、同社とは現在もマーチャント・バンキング業務に関する提携を行っており、また、当社は同社から資金の借入を行っていることから、当社の特定関係事業者に該当いたします。

2. 他の会社の社外役員との兼任状況
該当事項はございません。
3. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
4. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	米 原 慎 一	当事業年度開催の取締役会には、25回中19回出席し、議案審議等につき、IT及び投資業務の専門知識と経験を生かし、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役	若 月 一 郎	当事業年度開催の取締役会には、25回中23回出席し、法務の専門知識と経験を生かし、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役	佐 橋 数 哉	当事業年度開催の取締役会には、25回中18回出席し、財務企画の専門知識を生かし、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	鈴 木 昌 也	当事業年度開催の取締役会には、25回中14回、また、監査役会17回中15回に出席し、公認会計士の立場から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、適切な意見を述べております。
社外監査役	藤 野 文 晤	当事業年度開催の取締役会には、20回中15回、また、監査役会12回中12回に出席し、中国ビジネスに関する専門知識と豊富な経験を生かし、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	伊 藤 孝 雄	当事業年度開催の取締役会には、20回中18回、また、監査役会12回中12回に出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(注)会社法第370条に定める取締役会の決議の省略を適用した取締役会の回数は除いております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	76,500千円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社子会社のＡＩ・ダイニングファンド投資事業有限責任組合は、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約

該当事項はありません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人は、平成20年6月26日開催の第84回定時株主総会において太陽A S G有限責任監査法人が選任され、当事業年度(第85期)の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第84回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した現新日本有限責任監査法人は、前事業年度(第84期)に係る会計監査のみ実施いたしました。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下の通り定め、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理の適切な態勢を構築するとともに、今後不断の見直しを実施して改善・充実を図っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項前段)

①コーポレート・ガバナンス

- (i) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業倫理綱領、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督いたします。取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該基準に則って業務執行を決定するものとしております。
- (ii) 代表取締役社長は、取締役会から委任された業務執行の決定を行い、この決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行するものとしております。
- (iii) 取締役会が取締役の職務執行の監督を行うため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に従って取締役会に報告いたします。取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとしております。

(iv) 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとしております。

②コンプライアンス

(i) 取締役を含む役職員がとるべき行動の規準・規範を定めた「企業倫理綱領」「行動規範」を制定しております。

(ii) 経営管理部をコンプライアンス推進部門とし、取締役会の指揮に基づき当社のコンプライアンス体制を整備するとともに、全役職員に対する研修・教育を行い周知徹底を図っております。

(iii) コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び従業員が社内の通報窓口或いは社外の弁護士を通じて通報できる内部通報制度を維持しております。

③財務報告の適正確保のための体制整備

(i) 当社は、経理規程その他の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連諸法令を遵守し、財務報告の適法性・適正性を確保するための社内体制を構築しております。

(ii) 当社は、財務報告の適正性等を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を評価・改善する体制を構築しております。

④内部監査

当社は、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款、社内規程の遵守状況、職務執行の適切性等につき内部監査を実施し、社長、取締役会及び監査役に対し、内部監査結果を報告しております。内部監査室は内部監査指摘事項につき、是正・改善状況を社長、取締役会及び監査役に対し報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

①情報の保存・管理

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、社内規程を遵守し、文書管理規程その他の社内規程の定めに従って、漏洩等のないよう十分な注意をもって適切に保存・管理しております。

②情報の閲覧

取締役及び監査役はいつでも前項の情報の閲覧ができるようになっております。

③情報の開示

法令、取引所適時開示規則に従って、必要な情報開示を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ①リスク管理については、「リスク管理基本規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを厳格に管理し、企業経営の安定性及び健全性の維持を図っております。
- ②経営管理部は、監査役及び内部監査室と連携し、各部門のリスク管理体制整備を支援し、全社の部門横断的リスク管理体制を構築しております。
- ③各業務部門は、自部門のリスク管理体制を整備・構築しております。内在するリスクを認識・分析・評価し適切な対策を実施し、このリスク管理体制の見直しを行っております。
- ④危機に対する管理体制を整備・構築しております。危機発生の場合には、対策本部を設置し、被害拡大を防止し、迅速な復旧が可能な体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基盤である取締役会を月一回定期的に、また、必要に応じて適時に開催しております。
- ②コンプライアンス及びリスクにかかる重要事項については、取締役会の決議又は報告事項としております。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程ほかの社内規程において、その責任者、業務執行手続きの詳細について定め、もって職務執行の業務効率性を確保しております。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ①従業員は、全役職員がとるべき行動の基準、規範を定めた「倫理綱領」「行動規範」及びその他の社内規定に従って行動するものとしております。
- ②従業員は、法令、定款、社内規程等に違反する行為、又は合理的にその懸念があると思料される行為等を知ったときは、その職務上義務がない場合でも、所定の社内窓口に通報するものとしております。内部通報制度については、通報者の保護を図り報復行為を禁じる等、この体制を維持します。(内部通報規程による。)
- ③業務執行部門から独立した内部監査室が、定期的又は必要に応じて随時内部監査を実施し、その結果を社長、取締役会及び監査役に報告するとともに被監査部門に通知します。(内部監査規程による。)

(6) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ①当社グループ各社は、共通の「倫理綱領」「行動規範」を基本の社内規程とするようにしております。
- ②社内規程に従い、子会社を所管する部門が、それぞれ管理する子会社の統轄・管理を行っております。また、社内に管理部署を設置し、当該部署で全般的管理を行っております。なお、当会社の子会社及び関係会社の経営管理に関しては、関係会社管理規程により行うものとしております。
- ③当社の子会社の業務活動全般についても、内部監査室による内部監査の対象としております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助する従業員を置きます。

(8) 従業員の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の職務を補助する従業員に対する指揮命令権限は監査役、監査役会に属しており、その任用、異動、評価、処分は、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保しております。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

①重要会議への出席

監査役は、取締役会、ほかの重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況等を聴取し、関連資料を閲覧し、説明・報告を求めることができるものとしております。

②取締役等の報告義務

- (i) 取締役、部長ほかのすべての者は、監査役会・監査役が説明・報告を要求した場合には、その要求内容を監査役に説明・報告しなければならないものとしております。
- (ii) 取締役は、法令が定める事項のほか、(a)財務・業務に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容、(b)コンプライアンスの状況、(c)業績・業績見直し発表内容、等につき直ちに監査役に報告するものとしております。
- (iii) 従業員は、(a)当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、(b)重大なコンプライアンス違反につき、直接監査役に報告することができるものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

①内部監査室と監査役の連携

内部監査室は、監査役との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果を監査役に報告する等、密接な連携を行うものとしております。また、監査役及び内部監査室は、会計監査人とも密接な連携を行っております。

②外部専門家の利用

監査役は必要と認める場合には、取締役会又は取締役の事前承認を受けることなく、当会社の費用において、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用できるものとしております。

上記、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」のほか、「反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備の状況」について以下の通り定めております。

当社グループの役員及び従業員等は、反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針といたします。

投融资先や取引先の選定にあたっては、所定の審査手続きのなかで、反社会的勢力の排除を重要な事項と認識し徹底してまいります。

万一反社会的勢力による不当要求等の問題が生じた場合は、代表取締役社長の指揮のもと、所管部門である経営管理部が事務局となり、顧問弁護士等の専門家と連携のうえ、適切な対応を行うことといたします。

今後とも当社グループは、こうした方針を徹底するため、役員及び従業員等に向けた社内研修等の取り組みに努めてまいります。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化への対応のために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。当期（平成21年3月期）につきましては、大幅な当期純損失を計上することとなったため、誠に遺憾ではありますが、中間配当、期末配当とも無配とさせていただきます。

次期（平成22年3月期）につきましても無配とさせていただく予定であります。今後、経営成績及び財政状態を勘案し、利益水準に見合った配当を早期に再開したいと考えております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,559,690	流 動 負 債	2,709,133
現 金 及 び 預 金	601,394	買 掛 金	144,240
売 掛 金	137,976	短 期 借 入 金	850,000
営業投資有価証券	3,112,801	1年以内返済予定の 長 期 借 入 金	976,800
た な 卸 資 産	476,075	未 払 費 用	176,015
そ の 他 流 動 資 産	231,441	預 り 金	335,651
固 定 資 産	4,460,529	未 払 法 人 税 等	14,896
有 形 固 定 資 産	4,048,885	賞 与 引 当 金	21,127
建物及び構築物(純額)	633,428	そ の 他 流 動 負 債	190,401
信託建物(純額)	1,776,757	固 定 負 債	3,941,597
機械装置及び運搬具(純額)	34,568	社 債	600,000
土 地	833,408	長 期 借 入 金	2,892,000
信 託 土 地	773,000	繰 延 税 金 負 債	191,325
その他有形固定資産	265,359	長期リース資産減損勘定	104,861
減損損失累計額	△267,637	そ の 他 固 定 負 債	153,409
無 形 固 定 資 産	8,420	負 債 合 計	6,650,730
その他無形固定資産	8,420	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	403,223	株 主 資 本	
投資有価証券	71,686	資 本 金	4,290,724
長 期 貸 付 金	151,021	資 本 剰 余 金	3,344,785
敷金及び保証金	128,183	利 益 剰 余 金	△5,202,559
破産更生債権等	6,000	自 己 株 式	△23,041
その他投資その他の資産	52,332	株 主 資 本 合 計	2,409,910
貸 倒 引 当 金	△6,000	評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	△270,496
		為替換算調整勘定	△1,702
		評価・換算差額等合計	△272,199
		新 株 予 約 権	49,838
		少 数 株 主 持 分	181,939
		純 資 産 合 計	2,369,489
資 産 合 計	9,020,220	負債及び純資産合計	9,020,220

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額
上 高						7,771,124
上 原 価						16,195,591
上 総 損 失						8,424,467
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						3,204,139
営 業 損 失						11,628,607
営 業 外 収 益						69,093
受 取 利 息						6,792
受 取 配 当 金						14,865
還 付 加 算 金						14,943
持 分 法 に よ る 投 資 利 益 入						13,992
営 業 外 費 用						18,498
支 払 利 息						376,182
社 債 利 息						183,978
株 式 交 付 費						14,557
為 替 差 損						20,594
支 払 手 数 料						38,083
雑 損 失						44,553
						74,414
経 常 損 失						11,935,695
特 別 利 益						2,059,057
社 債 償 還 益						1,432,000
債 務 免 除 益						512,513
固 定 資 産 売 却 利 益						40,691
特 別 損 失						73,852
特 別 損 失						1,935,160
固 定 資 産 売 却 損						738,562
減 価 償 損 失						1,134,599
そ の 他 特 別 損 失						61,998
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失						11,811,799
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						8,418
法 人 税 等 調 整 額						1,338,121
少 数 株 主 損 失						3,150,591
当 期 純 損 失						10,007,748

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日 残 高	3,719,288	2,916,208	4,949,690	△22,845	11,562,341
連結会計年度中 の 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△41,075	—	△41,075
新 株 の 発 行	571,436	428,577	—	—	1,000,013
当 期 純 損 失	—	—	△10,007,748	—	△10,007,748
連結除外に伴う 剰余金減少額	—	—	△103,339	—	△103,339
自己株式の取得	—	—	—	△420	△420
自己株式の処分	—	—	△86	224	138
株主資本以外の項 目の連結会計年度 中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中 の 変 動 額 合 計	571,436	428,577	△10,152,249	△195	△9,152,431
平成21年3月31日 残 高	4,290,724	3,344,785	△5,202,559	△23,041	2,409,910

(単位：千円)

	評価・換算差額等				新株 予約権	少数株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日 残 高	△661,845	△20,031	△11,383	△693,260	89,353	3,751,137	14,709,572
連結会計年度中 の 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△41,075
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	—	1,000,013
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	—	△10,007,748
連結除外に伴う 剰余金減少額	—	—	—	—	—	—	△103,339
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△420
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	138
株主資本以外の項 目の連結会計年度 中の変動額(純額)	391,348	20,031	9,681	421,061	△39,515	△3,569,197	△3,187,651
連結会計年度中 の 変 動 額 合 計	391,348	20,031	9,681	421,061	△39,515	△3,569,197	△12,340,082
平成21年3月31日 残 高	△270,496	—	△1,702	△272,199	49,838	181,939	2,369,489

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲等に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 株式会社アセット・オペレーターズ
AI・ダイニングファンド投資事業有限責任組合

連結子会社の減少した理由

前連結会計年度において連結子会社でありました佛山市南海新日紡繊維服飾有限公司、エーアイ・バリュー・パートナーズ投資事業有限責任組合、有限会社エンプレオ、株式会社エー・エル・ティー・ホールディングス及び有限会社ネモフィラについては、清算または解散等したため、連結の範囲から除外しております。また、エストレア投資事業有限責任組合は重要性が低くなったため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 上海亜賽特投資諮詢有限公司
株式会社アセット・ジェイシー
株式会社アセット・ジェイシーワイ

非連結子会社の増加した理由

上海亜賽特投資諮詢有限公司は従来当社親会社でありましたアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社からの譲受により、また、株式会社アセット・ジェイシーワイは当連結会計年度において新たに設立したことにより子会社となっております。なお、株式会社アセット・ジェイシーは、有限会社エストレアから商号を変更しております。

非連結子会社の減少した理由

前連結会計年度において非連結子会社でありました有限会社エーアイ・バリュー・パートナーズは、解散等したため、連結の範囲から除いております。また、有限責任中間法人ボラリスは、持分の売却を行ったため、連結の範囲から除いております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数及び名称
持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数 1 社
持分法適用の非連結子会社又は関連会社の名称

Asset Managers (Asia) Investment LTD.

持分法適用の非連結子会社又は関連会社の減少した理由

Asset Managers (Asia) Trustは、持分に応じた損益の取込み方法を変更したため、持分法適用の範囲から除外しております。また、Sino-JP Asset Management Co., LTD. 及びかなえキャピタル株式会社については、持分の売却を行ったため、持分法適用の範囲から除外しております。

- ② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称等
主要な会社等の名称 上海亜賽特投資諮詢有限公司

株式会社アセット・ジェイシー

株式会社アセット・ジェイシーワイ

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の増加した理由

上海亜賽特投資諮詢有限公司は従来当社親会社でありましたアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社からの譲受により、また、株式会社アセット・ジェイシーワイは当連結会計年度において新たに設立したことにより子会社となっております。

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- ③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なっております会社につきましては、当該会社の連結会計年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アセット・オペレーターズの決算日は3月31日であり、AI・ダイニングファンド投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成に当たっては、これらの会社については同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資金については「⑨投資事業組合等の会計処理」に記載しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 32～50年、機械装置及び運搬具 5～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

一部の国内連結子会社では従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる取引については特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

(ハ)ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき営業活動及び財務活動における金利変動リスクをヘッジしております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。但し、特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については長期前払費用（その他投資その他の資産）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

⑧ 営業投融資の会計処理

当社グループが営業投資目的で行う投融資（営業投融資）については、営業投資目的以外の投融資とは区別して「営業投資有価証券」及び「営業貸付金」として「流動資産」にまとめて表示しております。また、営業投融資から生ずる損益は、営業損益として表示することとしております。なお、株式等の所有により、営業投資先的意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

⑨ 投資事業組合等の会計処理

当社グループは投資組合等の会計処理を行うに際して、投資事業組合等への出資金を「営業投資有価証券」、又は「投資有価証券」（以下「組合等出資金」という。）として計上しております。投資事業組合等への出資時に組合等出資金を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、売上高又は営業外損益に計上するとともに同額を組合等出資金に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については組合等出資金を減額させております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更

(1) 当連結会計年度から平成18年7月5日公布の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、売上総損失、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失及び当期純損失の増加額は、それぞれ26,134千円であります。

(2) 当連結会計年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、売上総損失、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失及び当期純損失に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

① 前連結会計年度において「その他投資その他の資産」に含めておりました「敷金及び保証金」（前連結会計年度117,817千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記する方法に変更しております。

② 前連結会計年度において「その他流動負債」に含めておりました「未払費用」（前連結会計年度172,705千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記する方法に変更しております。

③ 前連結会計年度において「その他流動負債」に含めておりました「預り金」（前連結会計年度14,217千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記する方法に変更しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	320,924千円
(2) 担保に供している資産	
営業投資有価証券	2,246,747千円
たな卸資産（販売用不動産）	443,718
建　　物	336,406
信託建物	1,776,757
土　　地	818,408
信託土地	773,000
計	6,395,038千円
上記に対応する債務	
短期借入金	850,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	876,800
社　　債	600,000
長期借入金	2,842,000
計	5,168,800千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数
 普通株式 225,150,567株
- (2) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41,075	0.50	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの
 該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 普通株式 2,833,000株

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	9円 50銭
1株当たり当期純損失	89円 44銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,702,857	流 動 負 債	2,272,683
現金及び預金	401,703	買掛金	8,029
売掛金	2,746	短期借入金	850,000
営業投資有価証券	2,600,401	1年以内返済予定の長期借入金	886,800
たな卸資産	443,718	未払費用	14,924
前払費用	24,035	前受金	12,320
関係会社貸付金	1,220,000	関係会社前受金	17,507
その他流動資産	10,252	預り金	100,000
固 定 資 産	2,537,894	預り敷金・保証金	330,004
有 形 固 定 資 産	1,556,157	未払法人税等	27,902
建物(純額)	528,705	未払消費税等	5,188
構築物(純額)	20,518	未払消費税等	20,006
機械及び装置(純額)	26,658	固 定 負 債	2,466,884
工具器具備品(純額)	151,628	社債	600,000
土地	833,408	長期借入金	1,564,500
減損損失累計額	△4,761	繰延税金負債	191,325
無 形 固 定 資 産	4,155	長期リース資産減損勘定	79,856
電話加入権	296	預り敷金・保証金	31,203
ソフトウェア	3,859	負 債 合 計	4,739,568
投資その他の資産	977,580	純 資 産 の 部	
関係会社株式	273,301	株 主 資 本	4,290,724
関係会社有価証券	381,817	資本金	3,344,785
長期貸付金	151,021	資本準備金	3,344,785
長期前払費用	52,332	資本剰余金合計	3,344,785
敷金及び保証金	119,108	利益剰余金	131,000
		利益準備金	△5,021,627
		その他利益剰余金	274,769
		固定資産圧縮積立金	700,000
		別途積立金	△5,996,396
		繰越利益剰余金	△4,890,627
		利益剰余金合計	△23,041
		自己株式	2,721,842
		株 主 資 本 合 計	2,721,842
		評価・換算差額等	△270,496
		その他有価証券評価差額金	△270,496
		評価・換算差額等合計	49,838
		新 株 予 約 権	2,501,183
資 産 合 計	7,240,752	純 資 産 合 計	7,240,752
		負債及び純資産合計	7,240,752

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額
売 上 原 高	売 上 原 高	売 上 原 高	売 上 原 高	売 上 原 高	3,206,009
売 上 原 高	売 上 原 高	売 上 原 高	売 上 原 高	売 上 原 高	10,732,922
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,526,913
営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	652,442
営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	8,179,355
営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	84,785
受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	6,146
関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	43,345
関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	3,665
関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	10,000
関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	14,943
関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	関 係 会 社 受 取 利 息	6,683
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	297,490
支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	115,342
関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	37,969
関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	14,557
関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	20,033
関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	38,136
関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	44,553
関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	関 係 会 社 支 払 利 息	26,897
経 常 損 失	経 常 損 失	経 常 損 失	経 常 損 失	経 常 損 失	8,392,060
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	2,083,711
社 債 償 還 益	社 債 償 還 益	社 債 償 還 益	社 債 償 還 益	社 債 償 還 益	1,432,000
債 務 免 除 益	債 務 免 除 益	債 務 免 除 益	債 務 免 除 益	債 務 免 除 益	512,513
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	39,691
特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	99,506
固 定 資 産 売 却 損	固 定 資 産 売 却 損	固 定 資 産 売 却 損	固 定 資 産 売 却 損	固 定 資 産 売 却 損	1,848,361
関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	1,404,625
関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	335,656
関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	99,590
関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	8,488
税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	8,156,710
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,074
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	1,338,121
当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	9,498,907

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成20年3月31日残高	3,719,288	2,916,208
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	—	—
新株の発行	571,436	428,577
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
当期純損失	—	—
自己株式の取得	—	—
自己株式の処分	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—
事業年度中の変動額合計	571,436	428,577
平成21年3月31日残高	4,290,724	3,344,785

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成20年3月31日残高	131,000	678,418	700,000	3,140,024	4,649,442
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△41,075	△41,075
新株の発行	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△403,648	—	403,648	—
当期純損失	—	—	—	△9,498,907	△9,498,907
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	△86	△86
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△403,648	—	△9,136,420	△9,540,069
平成21年3月31日残高	131,000	274,769	700,000	△5,996,396	△4,890,627

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計
平成20年3月31日残高	△22,845	11,262,093	△480,392	△20,031	△500,424
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	△41,075	—	—	—
新 株 の 発 行	—	1,000,013	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
当 期 純 損 失	—	△9,498,907	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	△420	△420	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	224	138	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	209,895	20,031	229,927
事業年度中の変動額合計	△195	△8,540,251	209,895	20,031	229,927
平成21年3月31日残高	△23,041	2,721,842	△270,496	—	△270,496

	新株予約権	純資産合計
平成20年3月31日残高	87,074	10,848,743
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当	—	△41,075
新 株 の 発 行	—	1,000,013
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
当 期 純 損 失	—	△9,498,907
自 己 株 式 の 取 得	—	△420
自 己 株 式 の 処 分	—	138
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△37,235	192,691
事業年度中の変動額合計	△37,235	△8,347,559
平成21年3月31日残高	49,838	2,501,183

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資金については、(8) 投資事業組合等の会計処理に記載しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 32～50年、機械及び装置 5～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる取引については特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき営業活動及び財務活動における金利変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。但し、特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、5年で均等償却を行っております。

(7) 営業投融資の会計処理

当社グループがM&A事業の営業取引として営業投資目的で行う投融資（営業投融資）については、営業投資目的以外の投融資とは区別して「営業投資有価証券」及び「営業貸付金」として「流動資産」にまとめて表示しております。また、営業投融資から生ずる損益は、営業損益として表示することとしております。

なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

(8) 投資事業組合等の会計処理

当社は投資事業組合等の会計処理を行うに際して、投資事業組合等の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「関係会社株式」又は「関係会社有価証券」(以下「組合等出資金」という。)として計上しております。投資事業組合等への出資時に組合等出資金を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、売上高又は営業外損益に計上するとともに同額を組合等出資金に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については組合等出資金を減額させております。

2. 会計方針の変更

- (1) 当事業年度から平成18年7月5日公布の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、売上総損失、営業損失、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失の増加額は、それぞれ26,134千円であります。

- (2) 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、売上総損失、営業損失、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

（貸借対照表関係）

- ① 前事業年度において区分掲記しておりました「営業貸付金」（当事業年度0千円）については、金額が僅少なため「その他流動資産」に含めて表示しております。
- ② 前事業年度において区分掲記しておりました「投資有価証券」（当事業年度0千円）については、金額が僅少なため表示しておりません。
- ③ 前事業年度において「その他投資その他の資産」に含めておりました「敷金及び保証金」（前事業年度117,818千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記する方法に変更しております。
- ④ 前事業年度において「預り敷金及び保証金」に含めておりました「預り金」（当事業年度3,469千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記する方法に変更しております。

（損益計算書関係）

- ① 前事業年度において「支払利息」に含めておりました「関係会社支払利息」（前事業年度1,074千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記する方法に変更しております。
- ② 前事業年度において区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当事業年度3,509千円）については、金額が僅少なため「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	272,633千円
(2) 担保に供している資産	
営業投資有価証券	1,899,712千円
たな卸資産（販売用不動産）	443,718
建　　物	336,406
土　　地	818,408
関係会社有価証券	381,817
計	3,880,063千円
上記に対応する債務	
短期借入金	850,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	786,800
社　　債	600,000
長期借入金	1,514,500
計	3,751,300千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
子会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	6,560千円
長期金銭債務	6,795千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

① 子会社との取引高	
営業取引（収入分）	204,784千円
営業取引（支出分）	— 千円
営業取引以外の取引高（収入分）	86,771千円
営業取引以外の取引高（支出分）	— 千円
② 親会社との取引高	
営業取引（収入分）	1,829,344千円
営業取引（支出分）	5,308千円
営業取引以外の取引高（収入分）	832,513千円
営業取引以外の取引高（支出分）	20,613千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	152,345株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

営業投資有価証券評価損	1,537,618千円
現物配当差額収益	152,740
営業貸付金評価損	115,885
たな卸資産評価損	202,640
関係会社有価証券評価損	138,513
繰越欠損金	2,417,212
その他	168,799
繰延税金資産小計	4,733,410千円
評価性引当額	△4,733,410千円
繰延税金資産合計	— 千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△188,507千円
その他	△2,818
繰延税金負債合計	△191,325千円

繰延税金負債の純額	△191,325千円
-----------	------------

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減損損失累計額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	109,771	—	68,607	41,164
工具器具備品	149,730	94,829	54,901	—
合計	259,501	94,829	123,508	41,164

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1 年内 48,241千円

1 年超 72,779千円

合計 121,020千円

リース資産減損勘定の残高 79,856千円

(注) 未経過リース料期末残高相当は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 48,241千円

リース資産減損勘定の取崩額 14,973千円

減価償却費相当額 33,268千円

減損損失 94,829千円

(4) 減価償却相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (注1)	アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社	被所有14.9% 間接保有	マーチャント・バンキング事業に関する提携先、借入先	資金の借入(注4)	4,300,000	短期借入金	850,000
						長期借入金	1,200,000
				借入金返済(注3)	1,750,000	—	—
				借入金の債務免除(注4)	512,513	—	—
				銀行借入の保証受入(注4)	1,500,000	—	—
				借入金の支払利息(注3)	53,904	—	—
主要株主 (注1)	アセット・マネジャーズ株式会社	被所有14.9% 間接保有	マーチャント・バンキング事業に関する提携先	営業投資有価証券の借入(注5)	984,000	—	—
				営業投資有価証券及び営業貸付金の売却(注6)	845,000	—	—
				不動産(固定資産)の売却(注7)	320,000	—	—
— (注2)	Asset Managers (Asia) Company Limited	—	海外投資案件に関する提携先	営業投資有価証券の売却(注6)	127,414	—	—
— (注2)	Sino-JP Investments Co., Ltd.	—	海外投資案件に関する提携先	有価証券取引に係る担保金の預り	327,047	預り金	327,047
子会社	株式会社アセット・オペレーターズ	100.0%	当社所有資産の賃貸先	ゲーム機器の売却代金の一部前受	100,000	関係会社前受金	100,000
				貸付金の受取利息(注8)	43,345	—	—
				受取配当金	10,000	—	—
				資金貸付(注8)	1,220,000	関係会社貸付金	1,220,000
				資金借入(注3)	103,000	—	—
				資金借入の返済(注3)	503,000	—	—

- (注1) アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社及びアセット・マネジャーズ株式会社は、いずれも当社株式を間接保有する大株主であります。なお、両社は、平成21年1月15日付払込完了の当社第三者割当増資による株主構成の変動により当社親会社に該当しないこととなりました。
- (注2) Asset Managers (Asia) Company Limited及びSino-JP Investments Co.,Ltd. は、当社親会社であったアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社の子会社であります。上記取引金額は、二社が当社親会社の子会社であった期間について記載しております。
- (注3) 借入金利は、市場金利、金融機関等からの調達金利などを勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (注4) 当社グループの銀行借入に係る保証受入について保証料の支払はありません。債務免除及び保証受入は、当時の当社の置かれていた状況等を踏まえ、当社支援のための取引であります。
- (注5) 営業投資有価証券の借入は、市場金利などを勘案した合理的な水準の利息の支払いを伴っております。
- (注6) 営業投資有価証券及び営業貸付金は、市場価格や投融資先企業の状況等を踏まえ、価格を合理的に決定しております。
- (注7) 不動産（固定資産）の売却は、市場価格や物件の状況等を踏まえ、価格を合理的に決定しております。
- (注8) 貸付金利は、市場金利、金融機関等からの調達金利などを勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (注9) 損益分配は、有価証券の時価により、価格を合理的に決定しております。
- (注10) 上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	10円 89銭
1株当たり当期純損失	84円 89銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月14日

アセット・インベスターズ株式会社

取締役会 御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 茂 善 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アセット・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセット・インベスターズ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結注記表」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月14日

アセット・インベスターズ株式会社

取締役会 御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 茂 善 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アセット・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「個別注記表」に記載のとおり、会社は、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められ
ません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

平成21年5月19日

アセット・インベスターズ株式会社 監査役会

常勤監査役 加 来 洋二郎 ㊟

社外監査役 鈴 木 昌 也 ㊟

社外監査役 藤 野 文 晤 ㊟

社外監査役 伊 藤 孝 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

当社は、連結業績におきまして10,007百万円、個別業績におきまして9,498百万円の当期純損失を計上したため、多額の繰越欠損金を計上いたしました。

この欠損金を填補して、資本構成の是正と財務体質の健全化を図るとともに早期復配体制を実現することを目的として、会社法第447条及び第448条の規定に基づき資本金及び準備金の額を減少した上で、会社法第452条の規定にもとづき、剰余金の処分をしたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の減資にて当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、一株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額4,290,724,930円のうち1,545,841,817円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を2,744,883,113円といたします。

(2) 資本金の額の減少の内容

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。減少する資本金の額全額を資本の欠損填補に充当します。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

平成21年8月1日を予定しております。

(4) その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額3,344,785,344円を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(2) 減少する利益準備金の額

当社の利益準備金の額131,000,000円を全額減少し、繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

(3) 準備金の額の減少の効力発生日

平成21年8月1日を予定しております。

(4) その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

4. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金4,890,627,161円全額、固定資産圧縮積立金274,769,089円全額及び別途積立金700,000,000円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充てさせていただきます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	4,890,627,161円
固定資産圧縮積立金	274,769,089円
別途積立金	700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,865,396,250円
---------	----------------

(3) その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号の変更

当社は従来、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社（大証ヘラクレス上場）の子会社として、同社グループにおいてマーチャント・バンキング事業及びホスピタリティ&ウェルネス事業を担ってまいりました。しかしながら、平成21年1月15日付当社第三者割当増資に伴う株主構成の変動や、その後の同社グループによる当社株式の売却により、同社は当社親会社に該当しないこととなりました。これに伴い、当社では、経営体制等を一新するとともに、当社の商号を日本と中国を結ぶマーチャント・バンキング事業並びに両国のシナジーを活かしたオペレーション・マネジメント事業を中核とする新たな経営戦略、経営理念に相応しい商号である「マーチャント・バンカーズ株式会社(英文名 MBK Co., Ltd.)」に変更したいと存じます(現行定款第1条)。

なお、商号変更につきましては、附則により平成21年7月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものいたします。

(2) 発行可能株式総数の増加

当社の現在の発行可能株式総数は300百万株ですが、既に発行済株式総数は225,150,567株(発行可能株式総数の約75%)となっております。そこで、資金調達や資本政策の遂行など、将来起こりうる様々な経営課題を達成する手段として機動的に株式を発行することができるよう、発行可能株式総数を900百万株に増加するものであります(現行定款第6条)。

(3) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条1項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規程を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります(現行定款第9条)。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

②決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及

び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第10条、第12条)。

③その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条(商号) 当会社は、<u>アセット・インベスターズ株式会社</u>と称し、英文では<u>Asset Investors Co., Ltd.</u>と表示する。 第2条～第5条 (条文省略) 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、<u>300百万株</u>とする。 第7条(株券の発行) <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第8条(条文省略) 第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> 第10条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 第11条(条文省略)	第1条(商号) 当会社は、<u>マーチャント・バンカーズ株式会社</u>と称し、英文では<u>MBK Co., Ltd.</u>と表示する。 第2条～第5条 (現行どおり) 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、<u>900百万株</u>とする。 (削除) 第7条(現行どおり) 第8条(単元株式数) 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除) 第9条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 第10条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第13条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第14条～第43条（条文省略） （新設） （新設）	第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第12条（株式取扱規程） 当社の株主権行使の<u>手続きその他</u>株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第13条～第42条（現行どおり） 第43条（商号の変更）（注） 第1条（商号）の変更は、平成21年7月1日から実施する。なお、本条は、第1条の効力発生後削除されるものとする。 第44条（株券喪失登録簿の取扱） 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本条は、同日の経過後削除されるものとする。

（注）第43条以下は附則です。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当又は他の法人等の代表状況	候補者の 有する当社 株式の数
1	森 下 将 典 昭和42年4月1日生	平成2年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入社 平成12年11月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成17年3月 当社入社 経営企画室長 平成17年6月 当社取締役経営企画室長 平成18年6月 当社代表取締役ＣＯＯ 平成19年6月 当社代表取締役ＣＦＯ 平成19年11月 当社代表取締役ＣＰＯ 平成21年1月 当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（現任）	30千株
2	古 川 令 治 昭和29年1月7日生	昭和51年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入社 平成8年7月 株式会社加ト吉出向 業務企画国際部長 平成9年2月 同 取締役 平成11年8月 コーリヤーズエムエフ株式会社 取締役 平成12年4月 アセット・マネジャーズ株式会社 代表取締役社長 平成17年10月 同 代表取締役会長 平成20年5月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社 取締役退任 平成21年1月 当社顧問 平成21年2月 当社執行役員ＣＳＯ（現任）	57,143千株
3	浦 勇 和 也 昭和32年11月28日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 平成5年12月 スイス・ユニオン銀行（現ＵＢＳ銀行） 在日本部法人金融本部長 平成9年6月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 審査部長/中部関西法人統轄部長 平成17年2月 三洋電機株式会社 ファイナンシャルエボリューションプラン推進本部長 平成19年6月 当社取締役副社長 平成19年11月 当社取締役副社長兼ＣＦＯ（現任）	10千株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当又は他の法人等の代表状況	候補者の 有する当社 株式の数
4	ス ー ・ コ リ ン 昭 和 33 年 2 月 4 日 生	昭和58年4月 W I Carr Ltd. 入社 平成元年2月 SG Warburg Ltd. 入社 平成6年1月 Schroder Securities Asia Ltd. ディレクター 平成10年7月 Kim Eng Securities ディレクター 平成18年4月 China Merchants Securities Ltd. アソシエイトディレクター 平成20年1月 CCB International Securities Ltd. ディレクター 平成21年2月 当社顧問(現任)	—
5	杉 浦 康 夫 昭 和 22 年 4 月 3 日 生	昭和46年3月 株式会社帝国ホテル入社 昭和56年11月 株式会社ホテル日航大阪入社 平成11年6月 同 取締役 平成16年4月 ホテル日航茨木大阪出向 総支配人 平成19年1月 株式会社アセット・オペレーターズ入社 常務取締役 平成19年4月 同 代表取締役社長(現任) [他の法人等の代表状況] 株式会社アセット・オペレーターズ 代表取締役社長(現任)	—
6	佐 橋 数 哉 昭 和 42 年 10 月 15 日 生	平成3年4月 兼松株式会社入社 平成16年1月 アセット・マネジャーズ株式会社入社 平成16年12月 同 コーポレートマネジメント部長 平成17年6月 当社監査役 平成17年8月 アセット・マネジャーズ株式会社 財務企画部長 平成18年5月 同 上席執行役兼財務企画部長 平成20年3月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社 代表執行役CFO 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年10月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社 代表執行役最高財務責任者 平成21年5月 同 取締役執行役副社長(現任)	—

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川令治氏、佐橋数哉氏の当社の親会社であったアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社(旧社名アセット・マネジャーズ株式会社)における過去5年間の業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当又は他の法人等の代表状況」に記載の通りであります。なお、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社は、平成21年1月15日付払込完了の当社第三者割当増資による株主構成の変動により当社親会社に該当しないこととなりましたが、当社の特定関係事業者に該当いたします。
3. 佐橋数哉氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ①佐橋数哉氏は財務企画に関する専門知識・経験等を、当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、佐橋数哉氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

②佐橋数哉氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

③佐橋数哉氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者である佐橋数哉氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次の通りであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 英語職名の略は次の通りであります。

C E O : Chief Executive Officer (最高経営責任者)

C O O : Chief Operating Officer (最高執行責任者)

C F O : Chief Financial Officer (最高財務責任者)

C P O : Chief Planning Officer (最高企画・戦略責任者)

C S O : Chief Strategic Officer (最高戦略責任者)

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役伊藤孝雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次の通りであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当又は他の法人等の代表状況	候補者の 有する当社 株式の数
ア レ ン ・ チ ャ ン 昭 和 3 9 年 2 月 1 9 日 生	昭和62年9月 Coopers & Lybrand 入社 公認会計士（香港） 平成4年1月 Chan Chee Cheng & Co. パートナー(現任) 平成21年1月 当社顧問(現任)	—

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. アレン・チャン氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

①アレン・チャン氏は、香港での公認会計士としての知識・経験等を当社の経営に生かしていた
だきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

②アレン・チャン氏は、平成21年1月16日付で当社顧問に就任しましたが、本総会決議後に当社
顧問を辞任する予定であり、また、当社顧問としての活動実績及び当社からの報酬受領実績は
なく、当社の経営に関与したことは無いため、社外監査役の職務を適切に遂行できると判断い
たしました。

③アレン・チャン氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に
関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験により、社外監査
役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

④アレン・チャン氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予
定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

⑤アレン・チャン氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親
族その他これに準ずるものではありません。

⑥アレン・チャン氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当
社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはあ
りません。

(2) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社へ
の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。本総会で
ご承認いただいた場合、社外監査役候補者アレン・チャン氏は、当社との間で当該責任限定契
約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次の通りであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円以上で
あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負
う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行につい
て善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は他の法人等の代表状況	候補者の 有する当社 株式の数
1	伊藤 孝雄 昭和12年8月5日生	昭和36年9月 建設省（旧） 昭和39年4月 会計検査院 昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 昭和59年6月 伊藤法律事務所開設 平成20年6月 当社社外監査役（現任）	—
2	岩 限 春 生 昭和19年1月15日生	昭和43年4月 エッソ石油株式会社入社 平成7年8月 同 コントローラー本部経理部長 平成8年10月 同 賃金人事計画部長 平成11年8月 ビーエスアイネット・アジアパシフィック株式会社 オペレーションズ・コントローラー 平成14年4月 川崎陸送株式会社 理事 財務部長 平成17年7月 同 執行役員 経営企画室長 平成18年7月 当社入社 内部監査室長（現任）	—

- （注）
- 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 伊藤孝雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士としての法的専門知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。伊藤孝雄氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次の通りであります。
 - 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成19年6月26日開催の第83回定時株主総会にて年額400百万円以内と、当社監査役については平成17年6月24日開催の第81回定時株主総会にて50百万円以内とする旨それぞれご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額の範囲内において、取締役及び監査役に対し報酬等として下記の内容の新株予約権を発行することにつきまして併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役は5名、監査役は4名ですが、第3合議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、取締役は6名、監査役は4名となります。

1. 取締役及び監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上への意欲や士気を高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主利益の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び監査役

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式350,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

350個(うち取締役に対しては310個、監査役に対しては40個)を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。(ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権

の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または、自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行数又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。また、割当日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
募集事項を決定する取締役会決議の日から2年以上経過した日より3年以内とする。
- (6) 新株予約権の行使条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④その他の行使条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の公正価額
 - 新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (9) その他の新株予約権の条件
 - 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- 4. 新株予約権の割当日
 - 平成22年3月期中に割当てる予定であります。

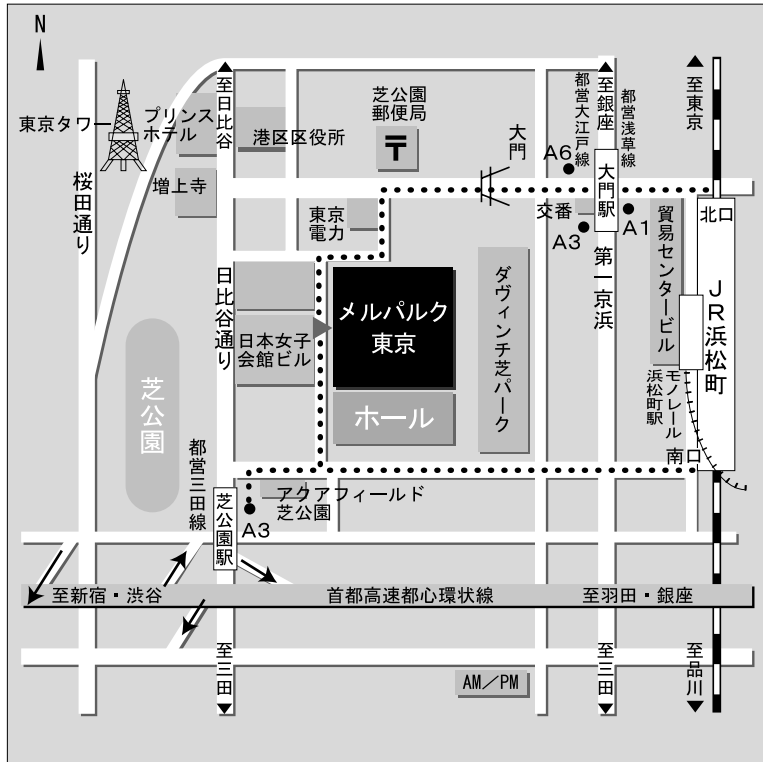
以 上

株主総会会場のご案内

会場 メルパルク東京 4階 孔雀

住所 東京都港区芝公園二丁目5番20号

<ご案内図>



<アクセス>

JR・モノレール浜松町駅下車北口徒歩約8分

都営地下鉄大江戸線大門駅下車A3・A6番出口徒歩約4分

都営地下鉄三田線芝公園駅下車A3番出口徒歩約2分

都営地下鉄浅草線大門駅下車A3・A6出口徒歩約4分